

第23回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 7年4月25日(金) 午後 4時03分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 7年4月25日(金) 午後 4時03分
2. 閉会時間 令和 7年4月25日(金) 午後 4時41分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 17名

1番 北浦 守金	2番 田上 豊	3番 森 浩則
4番 稲田 勝	5番 水本 正一郎	6番 林田 靖仁
7番 田浦 秀子	8番 尾崎 栄	10番 入江 敏昭
11番 森本 勝也	12番 米田 公明	13番 北尾 健一郎
14番 祐田 久男	15番 林田 了星	16番 太田 武春
18番 廣瀬 光徳	19番 村里 枝美子	
5. 欠席委員者の数 2名

9番 松崎 慎太郎	17番 金子 利範
-----------	-----------
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 4名

中央 稲田 保夫	杉谷 杉永 芳一	東空閑 柴田 利明
高野 竹田 静男		
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 新規就農について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可処分の取消願について
 - 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 非農地証明願について
 - 第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議について
 - 第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について

議長

ただ今より、第23回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、…番 …… 委員、…番 …… 委員は、所要のため欠席と連絡がっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、4件 5筆 5, 222平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページから4ページに記載のとおりで、6件 9筆 9, 249.76平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号 新規就農者について報告します。

議案集5ページに記載のとおりで、届出者は、のちほど上程する農地法第3条による農地を譲り受け、農業に従事する予定です。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可処分の取消願いの1番と関連がありますので、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の8番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可処分の取消願いの1番及び第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の8番について説明します。

取消願いの1番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 1, 219平方メートルを売買するための申請をされ、令和7年3月28日付 6島農委指令

第34号にて許可しておりましたが、申請書に記載誤り（売買金額）と1筆の漏れが生じたため、前回の許可処分を取消し、新たに1筆加えて取得したいとの申請です。

今回の申請は、1筆、79平方メートルを加え、売買金額に変更がないため、現地調査は先月行ってありますので、今回は行っていません。

なお、現地調査報告としましては、「譲受人は、20年の農作業暦があります。

家族4人で農業を営み、人参・大根・じゃが芋等を作付けし、車で5分ということで問題なしと見て参りました。」との報告がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、説明がありましたが、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可処分の取消願いの1番及び第2号議案農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の8番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、まず、第1号議案の1番は許可処分の取消願を認めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可処分の取消願いの1番は認めることに決定します。次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の8番は許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の8番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番及び2番について関連がありますので、一括して上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番及び2番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、田 1筆 578平方メートルを売買するための申請です。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、2番に記載のとおりで、畑 2筆 545平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、95,678.35平方メートルで、農機具は、トラクター 4台、田植機 1台、コンバイン 1台、キャリー 5台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番及び2番について報告します。

譲受人は、34年の農作業歴があります。

家族4人で農業を営み、白菜・人参・大根・ブロッコリー等を作付けし、申請地まではどちらも車で2分ということの問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず、第2号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。次に、第2号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番及び

2番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番及び4番について関連がありますので、一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番及び4番について説明します。

この議案につきましては、第2号議案の3番の申請地と第2号議案の4番の申請地を3番の譲受人を介し、実質的に交換するための申請であることから一括して上程し、ご審議いただきたいと存じます。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、3番に記載のとおりで、畑 1筆 1,170平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、12,421平方メートルで、農機具は、トラクター 2台、耕うん機 1台、田植機 1、管理機 1台を、所有しており、すべての許可要件を満たしております。

また、4番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、4番に記載のとおりで、畑 1筆 1,085平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、8,011平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、耕うん機 2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番及び4番について報告します。

3番の譲受人は、15年の農作業暦があります。

家族3人で農業を営み、人参・西瓜・ほうれん草等を作付けし、自宅から車で3分ということで問題なしとみております。

次に、4番の譲受人は、10年の農作業暦があります。

妻と農業を営み、ねぎ・レタス・ブロッコリー等を作付けし、自宅の隣接地ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第2号議案の3番及び4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず、第2号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。次に、第2号議案の4番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番及び4番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番について説明します。

5番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、5番に記載のとおりで、畑 1筆 733平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、70,984平方メートルで、農機具は、トラクター 5台、人参掘取機 2台、人参収穫機 3台、マルチャー 5台等を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、5番の譲受人は、農地所有適格法人であるため、事務局より補足説明を行います。

譲受人は農地所有適格法人として、平成15年10月会社設立し、21年の実績があります。

主な事業は、人参、生姜等を生産し、農産物の加工卸販売を営んでおり、農業従事社員は5名であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番について

報告します。

譲受人は農地所有適格法人であります。

70, 251平方メートルの農地を耕作しており、人参・生姜・大根を作付けし、通作距離は会社から10分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の5番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番について説明します。

6番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、6番に記載のとおりで、田 1筆 1,205平方メートルを売買するための申請です。

譲受人は新規就農者で、農業を始めるために島原市へ帰省したとのことです。

取得後の耕作面積は、1,205平方メートルで、農機具は、管理機 1台、軽トラック 1台を所有し、草刈機 1台を購入予定で、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番について報告

します。

譲受人は農家である友人の指導のもと、新規就農により農地を譲り受け、オクラ・西瓜・メロン等を作付けし、自宅から車で13分ということで問題なしとみております。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。
ただ今、説明がありました。第2号議案の6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の6番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の7番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の7番について説明します。

番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、7番に記載のとおりで、畑 2筆 959平方メートルを売買するための申請です。

譲受人は新規就農者ですが、実家で農業を営んでおり、数年前から父のみかん栽培の手伝いを行っており、父から営農指導を受ける予定で、農機具は、耕運機 1台、トラクター 1台、コンバイン 1台、動噴 1台、管理機 1台、軽トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の7番について報告します。

譲受人は父の営農指導のもと、新規就農により農地を譲り受け、みかんを栽培し、自宅から200メートルということで問題なしとみております。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。
ただ今、説明がありましたが、第2号議案の7番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の7番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の7番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の9番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の9番について説明します。

9番の譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、9番に記載のとおりで、畑 1筆 468平方メートルを売買するための申請です。

譲受人は新規就農者で、4年ほど前から管理していた農地の取得であります、取得後の耕作面積は、468平方メートルで、農機具は、小型耕うん機 1台、草刈機 1台、噴霧器 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の9番について報告します。

譲受人は、4年の農作業暦があります。

トウモロコシ・白菜・さつま芋等を作付けし、自宅の隣接地ということで問題なしとみており

ます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の9番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の9番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の9番は許可することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集9ページ、1番に記載のとおりで、申請地281平方メートルを、残渣及び堆肥置場として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域内となっており、農用地利用計画に指定された用途に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(北浦 守金 会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は、……、……の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側は雑種地、西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集10ページ、1番に記載のとおりで、平成4年月日不詳から、山林化しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側、南側、西側は農地となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集10ページ、2番に記載のとおりで、昭和年月日不詳から、宅地(物置用地)として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は、東側は農地、南側は宅地、西側は農地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 非農地証明願いの2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集10ページ、3番に記載のとおりで、平成12年月日不詳から、山林化しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第4号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側は宅地、東側、南側は農地、西側は雑種地となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 非農地証明願いの3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議及び第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について関連がありますので、一括して上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議及び
第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について説明
します。

令和7年3月31日に策定された「地域計画」に基づき、地域計画内の農地（農振地域）と
その他農地について、農地の貸借の流れが変わることに伴い、議案も分けて上程することとなり
ました。

具体的には、中間管理機構を介した貸借ですが、第5号議案が「地域計画内の農地」について
農地中間管理機構が「促進計画」を定める場合、農業委員会が意見審議し承認を行うものであり
ます。

また、第6号議案は「地域計画外の農地」について、従前の「促進計画」の作成を要請する
ものであります。

それでは、第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の意見
審議について説明します。

議案集の11ページから14ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、91筆、
90,468.31平方メートルの農地について、農用地利用集積等促進計画を定めること
について、農地中間管理機構から審議依頼があり、承認しようとするものです。

内、4筆、3,689平方メートルが、受け手のみの変更となります。

別添② 添付資料の1ページから3ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構に対する承認にかかる農地の受け手の詳細について、記載をしております。

なお、今回から、受け手の詳細について、利用権設定が新規設定者のみとし、契約更新者
については省略させていただきました。（内容に変更がないため）農地の受け手の「取得後の耕作
面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを
記載しており、22名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案は、問題なしということで、承認することによろしい
でしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進
計画（案）の意見審議については、問題なしということで、承認することに決定いたします。

次に、第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について説明します。

議案集の15ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、8筆、4,270平方メートルの農地について、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添③ 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構に対する要請にかかる農地の受け手の詳細について、記載をしております。農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、2名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請については、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

議長

以上で、第23回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第23回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 4時41分